

愛知県経済環境適応資金融資制度の運用について

愛知県経済環境適応資金融資制度要綱（以下「要綱」という。）については、同要綱、愛知県経済環境適応資金融資制度要綱運用要領及び愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金金融機関提案型運用要領に定めるもののほか、下記により運用するものとする。

記

1 サポート資金（経営あんしん（関連倒産防止））

倒産事業者の認定の有効期間は、認定の日から 1 年であるが、有効期間内に金融機関又は協会において倒産関連の証明がなされていれば、申込日が期限後（ただし、期限後 1 か月以内）であっても取扱いできるものとする。

2 サポート資金（経営あんしん（売上減少））及び（経済対策特別）

要綱第 8 (1)イ(ア)（売上減少）及び様式第 1 並びに要綱第 8 (1)ウ及び様式第 5 における「最近 3 か月間」とは、最も遡って、申込日の属する月の前月の前年同月を始期とする任意の 3 か月間をいう。（例：平成 30 年 4 月に申込みを行う場合、最も遡って平成 29 年 3 月から起算して 3 か月間（3 月、4 月、5 月）とすることが可能。）

3 パワーアップ資金及び再生・事業承継支援資金（事業承継）

信用保証について「原則として協会の信用保証付（信用保証料は協会所定）とする。」と定めている制度は、必ずしも保証を要しない。無保証で融資を行うことができる。

4 パワーアップ資金（企業立地・地域未来投資）

取扱金融機関の県内店舗に口座を持たない中小企業者が、県内に立地するために当該資金を利用する場合、取扱金融機関の県外店舗においても取り扱うことができる。

なお、当該中小企業者が県内に立地後は、県内店舗での取扱いに限るものとする。

5 パワーアップ資金（金融機関提案型）

(1) 平成 27 年度から平成 29 年度に採択された融資メニューの取扱いについて

愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金【金融機関提案型】企画提案募集要項の 2 (4)エ「採択された融資メニューは、少なくとも 3 年間を目途として実施する。その後の取扱いについては、県との協議事項とする。」については、全ての採択された融資メニューにおいて、平成 30 年 3 月 31 日をもって、少なくとも 3 年間を目途として実施したものとみなし、その後の取扱いを継続するものとする。

(2) 廃止手続きについて

ア 採択された融資メニューの廃止を希望する場合は、廃止届（別紙）を提出することとする。

なお、廃止日は 3 月 31 日とし、廃止届はその年の 1 月中に提出することとする。

イ 1 月 31 日時点において 12 か月連続で融資実績がないメニューは、その年の 3 月 31 日をもって原則廃止することとする。

(別紙)

年 月 日

愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金
【金融機関提案型】廃止届

愛知県知事 殿

金融機関名
代表者名 _____ 印

愛知県経済環境適応資金パワーアップ資金金融機関提案型運用要領別表において設置されている資金について、今年度末をもって廃止することを届け出ます。

記

| | |
|--------------|--|
| 廃止する 資金名称 | |
|--------------|--|